

静岡県における漁場改善計画の認定基準

持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）第 4 条第 3 項の規定による漁場改善計画（以下「計画」という。）の認定にあたっては、「持続的養殖生産確保法の運用について」（平成 11 年 6 月 2 日付け 11 水推第 1133 号）の「第 2 の 2 認定の基準」の定めによるものとする。

なお、適正養殖可能数量の設定方法については下記のとおりとする。

令和 8 年 8 月 26 日

静岡県知事 鈴木 康友

記

1 適正養殖可能数量の設定方法

適正養殖可能数量は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

なお、適正養殖可能数量は計画の対象となる漁場全体を対象とし、養殖対象となる魚種ごとに定めることとする。

(1) 従前の基準の準用による設定

令和 7 年 3 月 30 日以前に適正養殖可能数量設定要領（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水推第 1142 号）に基づき数量を設定している場合は、当該数量を適正養殖可能数量とすることができる。

(2) 養殖漁場における実績からの設定

計画対象漁場において 5 年以上養殖している場合は、計画申請の直近 5 年間における対象水域の導入種苗の尾数のうち、最大値及び最小値を除いた中庸 3 年間の平均値（以下「5 中 3 平均」という。）を上限とした数量とする。

(3) 類似する漁場における養殖密度等からの設定

養殖対象種や施設形状・配置、周辺環境の様態等から、計画を定める養殖漁場に類似すると判断される漁場（以下「類似漁場」という。）において、漁場環境に悪影響を与えたことがない場合、当該類似漁場の漁場面積あたり養殖数量に養殖漁場の面積を乗じた数量を上限とした数量とする。

(4) 水質や底質等の測定結果からの設定

養殖漁場及び養殖漁場外の対象区において水質や底質等の測定を行っている場合、その測定値と測定時の養殖数量との相関関係から推定される養殖数量のうち、各基準値を超過するおそれがない養殖数量の中で最も小さい数量（以下「推定許容限界数量」という。）を上限とした数量とする。

ただし、推定許容限界数量は、モニタリングのデータの蓄積が十分でない場合にあっては、実際に許容される養殖数量との乖離が生じるおそれがあることから、適正養殖可能数量を定めるにあたっては、想定外の環境変化等により各基準値を超過することがないように、現在の養殖数量（平均値又は中央値）と推定許容限界数量との中間の値を上限とするなど、適切な余裕幅を設けることとする。

【参考】

静岡県における漁場改善計画の認定基準（令和８年８月２６日）第１の(４)の設定方法について

静岡県における漁場改善計画の認定基準（令和８年８月２６日）にて定めた、適正養殖可能数量の設定方法のうち、第１の(４)に定めた設定方法の算出例を以下のとおり示す。

- ①年ごとの種苗導入尾数と観測点の硫化物量の平均値、直近年のバックグラウンド値の平均値より、バックグラウンド値を通る回帰直線を求める。
- ②バックグラウンド値について、漁場によっては、養殖負荷以外の海域特性（地形、河川の影響等）により、底質の環境指標が元々高い場合が考えられる。このため、養殖区画から一定距離離れた複数の測点での硫化物量をバックグラウンド値とするが、測定していない場合には０とする。
- ③水産用水基準の硫化物量の基準である 0.2mg/g のときの種苗導入尾数を求め、その値を推定許容限界数量とする。
- ④推定許容限界数量は漁場環境（水深、流況、閉鎖性等）により過大となる可能性があるため、推定許容限界数量と直近年の種苗導入実績（直近導入尾数）の中間値を適正養殖可能数量とする。
- ⑤なお、適正養殖可能数量は、定期的なモニタリング結果を踏まえ適時見直すこととする。

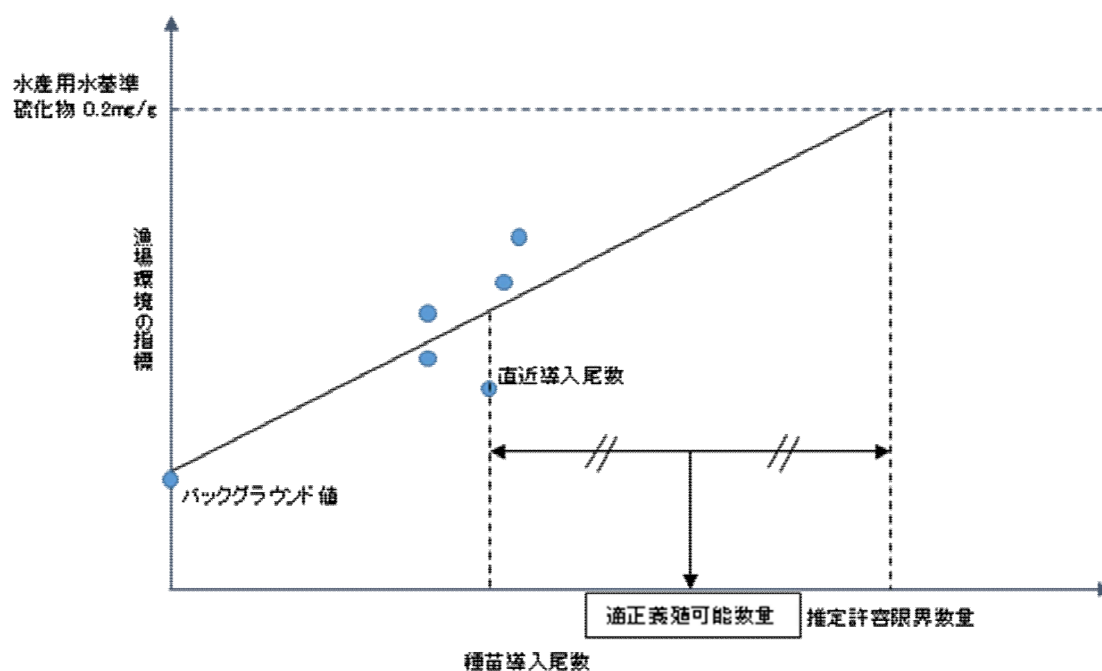


図 適正養殖可能数量の設定方法